

資料提供(説明付き) 令和2年3月30日(月)14時30分～	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
総務部 人事課 (電話059-229-3106)	人事課長 田中 啓介

職員の懲戒処分等について

このことについて、農業基盤整備課職員による不適正な予算執行及び建設政策課職員等による不適正な契約行為に係る事案に関し、地方公務員法の規定等に基づき、令和2年3月30日付けで下記のとおり懲戒処分等を行いました。

記

1 事案の概要

(1) 農業基盤整備課職員による不適正な予算執行について

平成27年度から平成30年度までの間において、農林水産部農業基盤整備担当参事(兼)農業基盤整備課長(52歳)が農地一般事務事業に係る施設修繕において、決裁等の手続きを怠ったまま、分担金の徴収を免除することを決定したことにより、部下職員が支払書類の整合性を図るため、分担金の徴収を免除できる市単土地改良事業の地区として、修繕の施工箇所を偽った書類を作成したこと、さらには、このことを認識しながら、漫然と決裁を承認し、予算上の事業とは異なる施設修繕料予算から支払を行ったものであります。

(2) 建設政策課職員等による不適正な契約行為について

平成29年度の津南工事事務所における調査・立会業務において、河川排水推進室長(兼)調達契約課設計審査担当副参事(当時 津南工事事務所管理担当副参事)(50歳)が、予算額が不足している状況で新たに調査・立会業務を委託し、未払金を発生させたうえ、当該未払金の支払いを同じ部内の建設政策課で支払うよう依頼したこと、また、当該依頼を受けた下水道総務課生活排水推進担当副参事(当時 建設政策課調査担当副参事(兼)調達契約課設計審査担当副参事)(59歳)が平成30年度境界立会業務に係る委託料の支払いの中で、実際には実績のない別の事業であるにもかかわらず、当該未払金の一部を支払ったこと、及び他の1件について、履行期間内に作業が完了していないにもかかわらず、履行期間内に完了したとし、本来支払うべき年度の予算で支払わなかったものであります。

2 処分の内容等

(1) 上記1(1)の事案

被処分者	処分内容
農林水産部農業基盤整備担当参事(兼)農業基盤整備課長(52歳)	減給2月 給料の10分の1を減ずる (地方公務員法第2

	9条第1項第1号及び第2号の規定による)
<p>農業基盤整備課調整・基盤整備計画担当主幹（兼）調達契約課設計審査担当主幹（49歳）</p> <p>安芸事業所事業担当主幹（当時 農業基盤整備課調整・基盤整備計画担当主幹（兼）調達契約課設計審査担当主幹）（54歳）</p> <p>美杉総合支所地域振興課産業振興・環境担当主幹（併）農業委員会事務局（当時 農業基盤整備課基盤整備計画担当主幹、同担当副主幹）（48歳）</p> <p>農業基盤整備課基盤整備計画担当副主幹（45歳）</p> <p>津南工事事務所維持担当副主幹（兼）検査課設計積算システム担当副主幹（当時 農業基盤整備課基盤整備計画担当副主幹）（46歳）</p> <p>農業基盤整備課主査（36歳）</p> <p>農業基盤整備課主査（兼）検査課主査（37歳）</p> <p>津北工事事務所主査（当時 農業基盤整備課主査（兼）検査課主査・津南工事事務所主査）（33歳）</p> <p>津南工事事務所主査（当時 農業基盤整備課主査（兼）津北工事事務所主査）（44歳）</p> <p>農業基盤整備課技師（兼）農林水産政策課（36歳）</p>	戒告（地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定による）
<p>水道局水道事業担当非常勤参与（当時 農林水産部長）（61歳）</p> <p>農林水産部次長（54歳）</p>	任命権者からの文書による嚴重訓告
(2) 上記1(2)の事案	
被処分者	処分内容
<p>河川排水推進室長（兼）調達契約課設計審査担当副参事（当時 津南工事事務所管理担当副参事）（50歳）</p> <p>下水道総務課生活排水推進担当副参事（当時 建設政策課調査担当副参事（兼）調達契約課設計審査担当副参事）（59歳）</p>	減給2月 給料の10分の1を減ずる（地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定による）
<p>建設政策課調査担当主幹（当時 津北工事事務所調整・管理担当主幹）（48歳）</p>	戒告（地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定による）
<p>用地・地籍調査推進課主査（当時 建設政策課主査）（35歳）</p> <p>建設部長（60歳）</p> <p>建設部次長（兼）総務部設計審査担当参事（55歳）</p> <p>建設部津南工事事務所長（55歳）</p>	任命権者からの文書による嚴重訓告